音 第 一 (見 号

内閣衆質一六六第一○四号

平成十九年三月十六日

衆

議

院

議長

河

野

洋

平

殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員前田雄吉君提出在外公館の所蔵芸術品に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

一及び二について

等の理由により廃棄処分としたものである。このような廃棄処分は、 であり、 指摘の在アメリカ合衆国日本国大使館、 求に対して、それぞれ在外公館に配置されている美術品「リスト」を開示したが、両者を比較すれば、 十九年一月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開 ついては、 それぞれ五件、 外務省としては、 在アメリカ合衆国日本国大使館の五件及び在フランス日本国大使館の四件については、 修理のため一時的に外務本省にて保管しているもの及び他の在外公館に配置換えを行ったもの 七件及び四件の美術品の異動が生じている。このうち在パラグアイ日本国大使館の七件に 平成十四年八月に前田雄吉衆議院議員からの御指摘の資料要求に対して、 在パラグアイ日本国大使館及び在フランス日本国大使館において、 劣化の程度にかんがみ修理に要する また、 経年劣化 平 成 示請 御

費用が多額に上ること等を勘案して行ったものであり、妥当であったと考える。